

2025年3月4日

お客さま各位

阪神電気鉄道株式会社

旅客営業に関する約款の変更について

平素は阪神電車をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「旅客営業規則」第14条の定めに基づき、下記の通り、旅客営業に関する約款の変更を行いますのでお知らせいたします。

記

1. 変更する約款

「IC 乗車券取扱規則」

2. 主な変更理由

チャージ機の撤去に伴う改正。

(第3条、第12条、第13条、第14条、別表3)

※詳細は「新旧対照表」をご覧ください。

3. 適用開始日

2025(令和7)年3月14日(金)

以上

新旧対照表

現行	改正
<p><b>IC 乗車券取扱規則</b></p> <p style="text-align: right;">2006. 2. 1 制 定 <del>2025. 1. 19 最終改正</del></p>	<p><b>IC 乗車券取扱規則</b></p> <p style="text-align: right;">2006. 2. 1 制 定 2025. 3. 14 最終改正</p>
<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則(以下「旅客規則」という。)に定める定義によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><del>(10) 「チャージ機」とは、IC 乗車券にチャージ等を行う装置をいう。</del></p> <p><del>(11) 「IC 対応券売機」とは、IC 乗車券へのチャージ等を行うことのできる券売機をいう。</del></p> <p><del>(12) 「特別割引用 IC カード」とは、別表 1 に定める「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」をいう。</del></p> <p><del>(13) 「レファレンスペーパー」とは、IC 乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいう。(「リファレンスペーパー」の表記も同義として取り扱う。)</del></p> <p>(中略)</p> <p>(チャージ等)</p> <p>第 12 条 IC 乗車券は、<del>チャージ機</del>、精算機及び IC 対応券売機によりチャージすることができる。</p> <p>2 ポストペイ機能をもつ IC 乗車券は、あらかじめ当該 IC 乗車券の発行会社に申し込むことにより、IC 対応改札機によりオートチャージすることができる。ただし、IC 定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内を乗車する場合には、オートチャージすることができない。</p> <p>3 IC 乗車券には、別表 3 に定めるいずれかの額をチャージすることができる。ただし、1 枚当たりの SF 残額は 20,000 円を超えることはできない。</p> <p>(SF残額の確認)</p> <p>第 13 条 旅客は、IC 乗車券の SF 残額を<del>チャージ機</del>、精算機、IC 対応券売機又は IC 対応改札機により確認することができる。</p> <p>(利用履歴の確認)</p> <p>第 14 条 旅客は、IC 乗車券の利用履歴を<del>チャージ機</del>等により、次の各号に定めるとおり確認することができる。</p> <p>(1) 利用履歴の内容は、IC 乗車券を使用して IC 対応改札機により入出場を行った場合の取扱年月日、取扱箇所及び SF の取扱金額とする。</p> <p>(2) 利用履歴は、IC 乗車券に記録されている最近の利用</p>	<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 3 条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとし、この規則に特に定めのないものについては、旅客営業規則(以下「旅客規則」という。)に定める定義によるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p><b>(10)</b> 「IC 対応券売機」とは、IC 乗車券へのチャージ等を行うことのできる券売機をいう。</p> <p><b>(11)</b> 「特別割引用 IC カード」とは、別表 1 に定める「第 1 種身体障がい者・介護者、及び第 1 種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」をいう。</p> <p><b>(12)</b> 「レファレンスペーパー」とは、IC 乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいう。(「リファレンスペーパー」の表記も同義として取り扱う。)</p> <p>(中略)</p> <p>(チャージ等)</p> <p>第 12 条 IC 乗車券は、精算機及び IC 対応券売機によりチャージすることができる。</p> <p>2 ポストペイ機能をもつ IC 乗車券は、あらかじめ当該 IC 乗車券の発行会社に申し込むことにより、IC 対応改札機によりオートチャージすることができる。ただし、IC 定期券の券面に表示された有効期間内で券面表示区間内を乗車する場合には、オートチャージすることができない。</p> <p>3 IC 乗車券には、別表 3 に定めるいずれかの額をチャージすることができる。ただし、1 枚当たりの SF 残額は 20,000 円を超えることはできない。</p> <p>(SF残額の確認)</p> <p>第 13 条 旅客は、IC 乗車券の SF 残額を精算機、IC 対応券売機又は IC 対応改札機により確認することができる。</p> <p>(利用履歴の確認)</p> <p>第 14 条 旅客は、IC 乗車券の利用履歴を <b>IC 対応券売機</b>等により、次の各号に定めるとおり確認することができる。</p> <p>(1) 利用履歴の内容は、IC 乗車券を使用して IC 対応改札機により入出場を行った場合の取扱年月日、取扱箇所及び SF の取扱金額とする。</p> <p>(2) 利用履歴は、IC 乗車券に記録されている最近の利用</p>

履歴から20件までさかのぼって印字し、確認することができる。

(3) 前号の利用履歴のほか、ポストペイ機能をもつIC乗車券にあつては、次に定める箇所に利用履歴の確認を申し出ることにより、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去15か月以内の利用履歴の明細(以下「利用明細」という。)を1か月ごとに印字し、確認することができる。

(利用明細の印字、確認ができる箇所)

大阪梅田、尼崎、甲子園、御影及び神戸三宮の各駅長室

2 次の場合は、利用履歴の確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない利用履歴
- (2) 第6条の規定により改札を受ける場合で、IC対応改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

(中略)

別表3 チャージ額

取扱機器	1回当たりのチャージ取扱金額
精算機	10円～990円(10円単位)、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 なお、SF残額が出場駅までの普通旅客運賃相当額に対して不足している場合、当該不足額をチャージすることができる。
チャージ機	1,000円、2,000円、3,000円、5,000円
IC対応券売機	10円～990円(10円単位)、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円
IC対応改札機	大人 2,000円(SF残額が1,000円以下となったとき) 小児 1,000円(SF残額が500円以下となったとき)

(以下省略)

履歴から20件までさかのぼって印字し、確認することができる。

(3) 前号の利用履歴のほか、ポストペイ機能をもつIC乗車券にあつては、次に定める箇所に利用履歴の確認を申し出ることにより、履歴確認日が属する月の前月から起算して、過去15か月以内の利用履歴の明細(以下「利用明細」という。)を1か月ごとに印字し、確認することができる。

(利用明細の印字、確認ができる箇所)

大阪梅田、尼崎、甲子園、御影及び神戸三宮の各駅長室

2 次の場合は、利用履歴の確認はできない。

- (1) 出場処理がされていない利用履歴
- (2) 第6条の規定により改札を受ける場合で、IC対応改札機による処理が完全に行われなかったときの利用履歴

(中略)

別表3 チャージ額

取扱機器	1回当たりのチャージ取扱金額
精算機	10円～990円(10円単位)、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円 なお、SF残額が出場駅までの普通旅客運賃相当額に対して不足している場合、当該不足額をチャージすることができる。
IC対応券売機	10円～990円(10円単位)、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円
IC対応改札機	大人 2,000円(SF残額が1,000円以下となったとき) 小児 1,000円(SF残額が500円以下となったとき)

(以下省略)

以上